

こじんじゅうみんぜい 個人住民税とは？

個人住民税とは、個人に対する都道府県民税と市町村民税を合わせた税金です。その年の1月1日現在に住民票（住民登録）がある市町村で、昨年中（1～12月）に一定以上の所得があった方に課税されます。

年の途中で転出（出国）される場合でも、納める“市町村と年税額”は変わりません。

個人住民税の税額決定通知書（毎年6月発送）を受け取る前に出国される場合には、「納税管理人のうぜいかんりにん」を決めて、市町村に届け出てください。

のうぜいかんりにん 納税管理人とは？

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する事務処理を委任された方です。納税管理人は書類の受領、納税や還付金の受領などを代理で行うことができます。納税義務者との親族関係は問いませんので、ご友人や法人を指定いただけます。

届け出る内容	条件	提出する書類
納税管理人を <u>決める</u>	1. 山ノ内町に住んでいる（住民登録がある）人になってもらう	納税管理人（変更）申告書
	2. 山ノ内町に本店所在地がある法人になってもらう	
	3. 山ノ内町以外の、国内に住んでいる人になってもらう	納税管理人（変更）承認申請書
	4. 山ノ内町以外に本店所在地がある法人になってもらう	
納税管理人を <u>決めない</u>	納付に支障がない（滞納しない）理由を申し出ていただく必要があります	納税管理人不選任認定申請書

※ 『納税管理人（変更）申告書』は、税目ごとに提出するものになります。
“個人住民税の「納税管理人」”は、“個人住民税に関することのみ”
一切を管理いただく方です。